

昭和五六年の第四、二一〇号

原告 株式会社 早川書房

被告 堀 晃 外一名

昭和五八年六月七日

右被告堀晃訴訟代理人

弁護士 佐々木 黎 二

同 松 井 宣 彦

同 猪 山 雄 治

同 相 原 英 俊

東京地方裁判所

民事第二九部 御中

被告堀晃としては、従前の主張、立証で十分であるため、原告の準備書面(三)(四)に対して敢て反論の必要はないものと思料するものゝ、念のため左記のとおり若干の補足をする。

第一 出版権設定契約について。

一 本件訴訟では、原告と被告堀晃との間に、単行本及び文庫本の各「太陽風交点」に関し、それぞれ出版権設定契約が締結されたか否かが唯一の争点である。

即ち、右当事者間に、出版権設定契約が締結されたと認められるべき、具体的事実があるのか、また、証拠があるのか、といった、いわゆる事実認定の問題が全てである。

ニ ところで、本件訴訟の立証を通じて、原告と被告堀晃との間には、単行本「太陽風交点」については、出版権設定契約と認められるべき何等の契約も存在せず、せいぜい黙示による出版許諾契約（債権契約）が締結されたに過ぎないこと、又文庫本「太陽風交点」については、およそ出版に関する何等の契約も存在せず、たゞ、一担当者との非公式、個人的レベルでの会話において、打診程度の話が一度出たに過ぎないことが明らかとなつた。

三 更に原告会社の今岡清、細井恵津子及び被告堀晃の各当事者のいずれもが、およそ出版に関する、前記二つの契約内容及びその區別、又右契約を締結した場合のそれぞれの法的効果の違い等について全く理解しておらず、従つて出版権設定契約を締結しように

も、なし得ない、状況にあつたことが指摘し得る。

四 およそ出版権設定契約が、著作権者の権利を著しく制限するものである以上、その認定に際しては、著作権法第一条（目的）の「著作権者の権利の保護を図り」の精神にのっとり、極めて慎重でなければならぬ。

従つて、そのためには、著作権者が、出版権を設定した場合に自ら受けるであろう権利の制限（法的効果）等を充分理解した上で（主観的要件）、著作権者により客観的、且つ明確にその「設定」意思表示されねばならない（客観的要件）ことは当然である。

しかるに本訴の証拠調べからも明らかのように、被告堀晃は出版権設定契約の設定意思を全く有しておらず、又当然のこととして、

「設定」意思も何等表示していない。もちろん「設定」と認められるべき何等の客観的行為も存しないのである。

第三 文庫本「太陽風交点」の製作について。

一、およそ何等かの書籍が出版されるために最も必要なことは、著者と出版者との基本的信頼関係であり、これを基礎として、(一)出版に関する著作者の明確な同意、(二)その書籍の発行予定日、発行数、定価、印税額、その支払方法等の基本的事項の説明とこれに対する作者の同意、(三)解説、装丁についての著作者の同意、(四)著作者による校正等の要件が絶対に必要であり、又これらのことは、出版に至るまで緊密な連絡のもとに適正な手続によつて進められなければならない。

ニ、ところが、原告の文庫本「太陽風交点」の製作は極めて異常である。

即ち、原告主張の製作過程は、裁判官に対する細井証言末尾部分などに照らして措信し難いものであるが、前項に記載してあるいずれの事項も全く履践されておらない。

即ち、原告は昭和五六年二月一七日、今岡清より堀晃に対し一方的に「太陽風交点」を早川文庫で二月二八日に出すことになつた旨電話で宣言し、堀晃が驚いて翌々日の二月一九日付内容証明郵便によつて、明確に出版拒否の意思表示をしているのに拘わらず、写真縮少版といつた極めて異常な方法によつて、急拠、著者校正もなく誤植の多い不完全な本を印刷したのである。

原告のこの異常な措置は、真に出版するというよりも、本訴提起を念頭においた極めて政治的な意図のもとに行なわれたものと推定される。

又誤植については、原告準備書面中「そのうちの多くは著者の訂正もしくは変更であるのであつて誤りではない。だから訂正せねばならないものではない。従前の通りでも一向にかまわないはずだ。」という趣旨の強弁をするなど極めて著作権者の人格を無視した傲慢な態度であつて、およそ出版者としての最低のマナーに欠けていると断定せざるを得ない。

第三 原告の出版姿勢等について

一、本件審理を通じて、原告については出版会社として、次の様な点

が問題点として指摘せざるを得ないことが、明らかとなつた。

即ち、(一)原告においては、本が出版されるまでの事務処理の流れが、組織的に確立されておらず極めて曖昧であること

(二)原告においては、どの担当者がどの程度の権限を有しているのか、その責任の所在が極めて不明確であり、著作者にも充分理解されていなかったこと

(三)原告では、著作者との出版に関する契約については、これまで何等の書面を取り交わしておらず、こうしたことが今回の紛争の一要因ともなつていること。出版を専門の業とする会社としてこの点のルーズさは極めて問題である。恐らく契約に伴う出版者側の義務を免れるために、このような措置をとつているものと思料

される。

因に、被告徳間書店においては、著作者との契約は、はるか以前より書面によつて取り交されており、原告とは、この点について極めて対照的である。

四原告における、今岡清、細井恵津子のいずれの担当者も、出版を専門の業とする出版会社に従事していながら、当然知つていなければならぬ出版に関する契約の種類、内容等の基本的知識を全く有していなかつたこと

四原告では、本を出版する場合の発行予定日、発行数、定価、印税額、その支払方法等の基本的事項について事前に著作者に充分説明し、了解を得るといつたことを全くしておらず、この点につ



いての著作権に対する配慮が著しく欠けていること

(内原告では、一度発行予定日を、著作権者に対して約束しても、しばしば原告の一方的事情によつてずるずる遅延させ、その理由についても事前に著作権者に対して充分理解が得られるように説明し
ていざること

(外原告は、著作権者の人格権といった観点から極めて重要である著者校正について、極めて無神経であること

(内自らの会社で出版したことがある作家が何等かの賞を受賞したならば直ちに祝辞にかけつけ、その書籍が書店にないなら直ちに公式的に著作権者と接触し、出版に関する明確な契約を取り交わし、一刻も早く読みたいと思つてゐる多くの読者がその本を入手し得

るように努力すべきであるにも拘らず、この点の配慮が足りないこと

ニ 以上に列挙した事柄が、本件審理を通じて浮き彫りにされたが、これらのことは著作者との信頼関係を最も重要視すべき出版会社として、極めて問題のある出版姿勢である。

これらのような問題点が、今回のような紛争を惹起させた根本的問題であるとともに、著作者からの信頼を失わせ、いわゆる早川離れを起させている決定的要因でもあることを指摘して置きたい。

以上